

平成 25 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金募集要項

1 目的

この補助金は、NPOなど営利を目的としない民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動（以下「事業等」という。）を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とします。

2 補助の対象となる事業

次の分野に該当する事業で、補助対象事業費が30万円以上の事業を対象とします。

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (3) 環境の保全を図る事業
- (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業
- (5) 国際化の推進を図る事業
- (6) 地域の安全を図る事業
- (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業

3 募集要件

行政課題・社会的課題（県や市町村からのテーマ、NPOからの自由テーマ）に対して、NPOと県や市町村が適切な役割のもと、共通の目的をもって協働して実施することで相乗効果をあげる事業で、県から提案するテーマは、別表のとおりです。

なお、多様な担い手が協働して地域の諸課題の解決に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）を活用し、協働して行う事業となることが望まれます。

（注1）協働とは、各事業実施主体者がお互いの特性を認め、対等な立場で共通する目的を達成するため連携・協力することをいいます。

（注2）マルチステークホルダー・プロセスとは、多様な利害関係者が対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスのことです。例えば、事業者団体、消費者団体、金融セクター、NPO・NGOといった、広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で問題解決に当たるための枠組みを指します。

4 補助の対象とならない事業

申請する事業が、次の項目のいずれかに該当する場合は補助の対象になりません。

- (1) 事業費が30万円未満の事業
- (2) 営利を目的とした事業
- (3) 行政機関、財団法人、民間企業など他機関から助成を受けている事業
- (4) 政治又は宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動との連動性や一体性を持つ事業
- (5) 団体等の構成員等特定の者を対象とした事業
- (6) 県外で実施する事業
- (7) 親睦会などのイベント
- (8) 定期的な地域固有の伝統的祭典
- (9) 恒例的に実施している事業
- (10) 飾花事業
- (11) その他補助金の目的にそぐわない事業等

5 応募資格

次の要件全てに該当する団体とします。

- ①県又は市町村とNPO等を含む2者以上が協働して行う事業であること。
- ②山梨県内に事務所を有し、かつ県内で自主的に活動している営利を目的としない民間の団体（法人格の有無は問いません。）
- ③10人以上で構成されていること
- ④成人が代表者になっていること
- ⑤組織の運営に関する規則（会則等）があること
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦支持反対することを目的とした団体ではないこと
- ⑦山梨県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）第9条に基づく「山梨県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」2-（4）に規定する暴力団等ではないこと

6 補助額、補助回数、補助事業の実施期間

- (1) 補助額は、補助の対象となる事業費の1/2以内で100万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- (2) 採択件数は、予算の範囲内で助成するため、10件程度の予定です。
- (3) 補助回数は、制限を設けませんが、新規団体を優先して採択します。
- (4) 補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から平成26年3月31日までとします。

7 補助の対象となる事業費

事業実施に必要な下表の経費が補助の対象になります。

区 分	経 費 の 例 示
謝 金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼
旅 費	演奏者、講師、アドバイザーなどの旅費
消耗品費	舞台、看板などの装飾代、材料費、用紙など消耗品の購入
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、報告書などの印刷費
修 繕 費	事業目的を達成するのに必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、車などの借上代
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費
保 険 料	イベント等の保険

(注1) 食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費、研修旅費、施設の維持・整備費などは補助対象になりません。

(注2) 復興特別所得税（源泉徴収関係）について平成25年1月から所得税の税率が変わっております。講演料の謝金等については、10.21%に、給与等については源泉徴収税額表が変わっています。

- ・ 国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/index.htm>
- ・ 源泉徴収税額表 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/zeigakuhyo2012/01.htm>

8 募集期間

平成25年4月1日（月）から平成25年5月24日（金）

9 提出先

山梨県庁県民生活・男女参画課 NPO・人権担当（〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1）

10 提出方法

持参又は郵送で提出してください。（郵送の場合は、当日消印有効）

11 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第1号の2）
 - (3) 収支予算書（様式第1号の3）
 - (4) 団体調書（様式第1号の4）
 - (5) 規約等
 - (6) 会員名簿（役員氏名、読み仮名、生年月日を記載すること）
 - (7) 協働団体名簿（様式第1号の5）
 - (8) 誓約書（様式第1号の6）
- ・ この他に提案事業を理解するため、参考となる書類の提出をお願いすることがあります。
 - ・ 提出いただいた書類は、お返しできません。
 - ・ 書類作成に必要なとなる経費は、NPOの自己負担になりますので、ご了承下さい。
- 様式は県HPからダウンロードできます。

(<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/31315204541.html>)

12 審査

- (1) 審査は、書類審査、選考委員会審査の順で行います。
- (2) 書類審査では、申請していただいた事業が応募要件に合致しているか判断します。合致していな

いと判断された事業は、選考委員会審査の対象となりませんのでご承知ください。

(3) 選考委員会審査は、1 団体あたり 15 分程度で、事業の説明、質疑応答等を行います。

(応募の状況により時間を変更します)

選考委員会審査は、平成 25 年 6 月に山梨県庁で実施する予定です。

※出席に必要な費用は、NPO 等の自己負担となりますので、ご了承下さい。

13 選考基準

交付は、以下の選考の基準を重視し、予算の範囲内で決定されます。

- ①住民の生活・環境・福祉・文化等の向上・増進につながる地域貢献性の高い事業であること
- ②県や市町村等と協働する必要性があり、協働により相乗効果が得られる事業であること
- ③団体の特性・専門性を活かし、社会に新たな仕組みを生みだす期待ができる事業であること
- ④実施体制、事業計画、スケジュールから判断し、実効性が高い事業であること
- ⑤経費の内容が事業の内容に見合っており、積算が妥当であること
- ⑥書類の作成及び整理能力があり、組織体制及び財政状況などから、多様な主体との協働事業を成し遂げる力を有していること
- ⑦補助終了後も自立した取り組みとして継続でき、事業効果が広範囲に行き渡ること
- ⑧参加する関係 NPO 等の活動基盤強化（力量形成）等が事業に盛り込まれていること
- ⑨事業の実施状況や成果を広く県民に発信していくことができること
- ⑩事業の遂行を通じて協働相手を増やすことのできる計画となっていること

14 情報の公開

県では、この補助事業の「公平性」及び「透明性」を確保するため、企画の募集、選考結果などを公開します。なお、採択された事業は、応募団体名や事業の概略などを県のホームページや「やまなし NPO 情報ネット」で公開します。

15 事業報告書の提出及び事業報告会

事業が終了してから 1 ヶ月以内、又は平成 26 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

なお、採択団体には、山梨県ボランティア協会主催の協働推進フォーラム等の席上、事業報告会（平成 26 年 2 月予定）を行い、事例発表をしていただきます。

また、NPO 等が県や市町村、企業等との協働が円滑に行えるよう、山梨県ボランティア協会より協働推進コーディネーターを派遣し、適切なパートナー探しや協働事業の企画立案等をサポートします。（詳細は、山梨県ボランティア協会（Tel055-224-2941）にお問い合わせください）

16 その他

- (1) 事業計画、収支予算書、団体調書は選考の基本的な審査資料となります。その内容が採択後大幅な変更が生じることのないよう、十分に検討した上で作成してください。
- (2) 補助対象経費の決算額が 30 万円未満となった場合には、補助金が交付されません。また、交付決定後に事業の内容または収支予算に重大な変更が生じた場合も補助金が交付されないことがありますので注意してください。

17 個人情報の取扱

記載していただいた個人情報は、山梨県地域活性化協働事業費補助金に係る事務のために利用し、他に利用することはありません。

18 お問い合わせ

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課 NPO・人権担当

住 所：〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

電 話：055-223-1351 / FAX：055-223-1354

電子メール：kenmin-skt@pref.yamanashi.lg.jp

別表

県からのテーマ一覧表

N0	所 属	協働事業募集テーマ
1	(知事政策局)	本県への定住促進
2	情報政策課	I C T（情報通信技術）を活用した地域課題の解決と地域の活性化
3	交通政策課	交通安全の普及・啓発
4	児童家庭課	子育てへの不安感や負担感の軽減
5	農業技術課 担い手対策室	企業と農山村のふるさと交流の促進
6	農業技術課 担い手対策室	新規就農者の確保
7	県土整備総務課 美しい県土づくり推進室	美しい県土づくりに向けた具体的な景観づくりの取り組み

県からのテーマ①

課名	(知事政策局)
協働事業募集テーマ	本県への定住促進
テーマの趣旨	本県では人口減少、少子高齢化が急速に進行しています。これらは今後の本県経済及び地域の維持・活性化に大きな影響を与えることから、全県をあげて対応すべき課題です。 本県の人口減少等を食い止めるためには、県外からのU・Iターンを促進し、若い世代の方々に本県に定住してもらい、子どもを産み育ててもらうことが効果的です。
NPOの役割	県内のそれぞれの地域において、地域資源を活かした次のような活動が期待されます。 ・その地域のファンを増やすためのツアーや体験活動などの地域の魅力発信活動 ・その地域のファンやその地域への移住を検討し始めた人を対象にした、移住体験イベント など
県（市町村）の役割	県では県ホームページや県情報誌などによる情報発信支援や庁内関係課等とのコーディネート支援が可能です。 所在の市町村においては、市町村内の関係機関・団体との連絡調整をはじめ様々な支援を受けられる可能性があります。
企業等の役割	それぞれの地域に所在するレジャー施設、旅館、商店等が提供しているサービスそのものが地域の資源です。企業等に定住促進のために特別なことを期待するのではなく、通常のサービス業務が魅力発信につながるような仕組みが持続可能な取り組みにつながります。
テーマのポイント	民間のアイデア、フットワークを生かし、地域に存在している様々な資源を無理なくつないでいくことポイントです。
お問い合わせ	県を協働相手とする場合の総合窓口は知事政策局となりますが、提案内容により関連する部局が直接の窓口兼協働相手となります。 電 話：055-223-1553 E-mail：seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

県からのテーマ②

課名	情報政策課
協働事業募集テーマ	I C T（情報通信技術）を活用した地域課題の解決と地域の活性化
テーマの趣旨	過疎化や高齢化が進む中で、十分な保健、医療、福祉、介護の提供や、地域コミュニティ・公的サービスの維持、農業を始めとする地域産業の維持・振興等が地域の課題となっています。 I C Tは、あらゆる分野において、効率性の向上や高付加価値化を実現することにより、課題の解決を図り、地域の活性化を支える重要な手段となりうるものであり、その効果的な活用が求められています。
N P Oの役割	地域課題の解決と地域の活性化を図るための上手な I C T活用方策の企画・実施や、地域における I C T利活用の中心となるような人材の育成（講座の開催等）など、様々な活動を期待しています。 具体的な内容については、情報政策課と意見交換等を行い、調整の上で、N P O等が企画するものとします。
県（市町村）の役割	I C Tに関する技術や優良事例等の情報提供、I C T関連企業や大学等への橋渡し、庁内関係課や市町村との調整を行います。 情報政策課と意見交換を行った上で、N P O等から県（市町村）の役割を提案することもできます。
企業等の役割	I C Tを利活用するにあたっての技術面での貢献が期待されます。 また、C S Rという観点からだけでなく、新規分野の開拓という観点から、社内の未利用資源の発掘・提供も期待されます。
テーマのポイント	民間のアイディア、フットワークを生かし、幅広い分野の中から地域の真のニーズを抽出して、多様な主体と連携しながら、効果が実感できる I C T利活用の取組みとすることが求められます。
お問い合わせ	情報政策課 情報企画担当 電 話：0 5 5－2 2 3－1 4 1 6 E-mail：jouho@pref.yamanashi.lg.jp

県からのテーマ③

課名	交通政策課
協働事業募集テーマ	交通安全の普及・啓発
テーマの趣旨	・高齢者の交通死亡事故の多発傾向、シートベルト（後部座席やチャイルドシート）の低い着用率、自転車の交通安全、通学路の交通安全等、本県の抱えている交通安全対策上の諸問題について、一層、効果的な普及啓発を行う。
NPOの役割	・交通安全運動の街頭キャンペーン等普及啓発事業に関わる実働支援（県民の日における啓発イベント等への参加・協力や年間の各種交通安全運動等の街頭キャンペーンへの参加・協力等）。 ・具体的な内容については、交通政策課と意見交換等を行い、すり合わせを行った上で、NPOが企画するものとします。
県（市町村）の役割	・（街頭キャンペーン等）啓発活動の場についての情報提供 ・活動内容についての情報提供やチラシ等啓発物品の調整 ・協働による啓発活動の実施 ・県HP等により当該活動の広報・PRの実施等 ・NPOから交通政策課に質問、意見交換を行った上で、県の役割を提案することもできます。
企業等の役割	・（街頭キャンペーン等）啓発活動の場面についての情報提供 ・活動に必要なチラシ等啓発用物品等の提供 ・当該活動について広報・PRの実施等 ・CSRという観点からだけでなく、新規分野の開拓という観点から、社内の未利用資源の発掘、提供に努めます。
テーマのポイント	・国の長期計画「第9次交通安全基本計画<H23～H27>」により、計画の最終年度（H27年）に、世界第1位の交通安全の国となるべく目標値を設定して推進中。 ・本県においても、第9次山梨県交通安全基本計画を策定しており、民間との協働の中、目標値の達成等交通事故の抑止を推進しようとしている。 <県の目標値：交通事故による死者数35人未満／年 等>
お問い合わせ	リニア交通局 交通政策課 交通安全担当 電 話 055-223-1353 E-mail kotsu-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

県からのテーマ④

課名	児童家庭課
協働事業募集テーマ	子育てへの不安感や負担感の軽減
テーマの趣旨	核家族化、地域の人間関係の希薄化等により、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されており、子育て中の親が不安感や負担感を持つケースが多くなっているため、これらを軽減する取組みを支援することが必要とされている。
NPOの役割	・独自のネットワークや情報を活用し、地域に密着した子育て支援に係る事業を企画し実施するものとします。 ・具体的な内容については、児童家庭課と意見交換等を行い、すり合わせを行った上で、NPO等が企画するものとします。
県（市町村）の役割	・事業が円滑に実施できるように、取組みの様子を「やまなし子育てネット」等へ掲載します。 ・庁内における関係課や市町村との調整を行います。 ・NPO等から児童家庭課に質問したり、意見交換を行った上で、県の役割を提案することもできます。
企業等の役割	・従業員のための子育て支援はもとより、社会全体での地域の子育て支援に取組みます。
テーマのポイント	・民間団体のアイデア、フットワークを生かし、子育て支援に取り組む個人や団体に関心をもつテーマ、内容とすることが求められます。
お問い合わせ	児童家庭課 子育て支援担当 電話 055-223-1456 E-mail jidou@pref.yamanashi.lg.jp

県からのテーマ⑤

課名	農業技術課 担い手対策室
協働事業募集テーマ	企業と農山村のふるさと交流の促進
テーマの趣旨	高齢化が進む農山村地域の活性化のためには、それぞれの地域が持つ農村資源を活用し、企業と農山村のふるさと交流を行う「企業の農園づくり」を進めることが有効な手法です。 企業の農園づくり推進事業の取り組みにより、55の農家組織が企業を受け入れる準備を整えています。(NPO 法人 10、任意組織 24、農業法人 21) 本事業を導入することにより、これらの組織の取り組みが促進され、県下の交流人口が増加していくことが期待されます。
NPOの役割	①企業を交えて農村地域の資源を再評価し、企業との交流活動メニュー作りを行います。 ②県が設置する「企業ふるさと交流クラブ」を活用して、作成したメニューの実施を企業に呼び掛け、交流する企業を増やしていきます。 ③同様の活動をしたい他の農家組織に助言を行っていき、担い手の基盤強化を図ります。
県（市町村）の役割	①交流を求める企業と NPO 法人等が集う場（企業ふるさと交流クラブ）を設けます。 ②その中で、企業と NPO による相互プレゼン会およびマッチング会を実施します。また、NPO から提案された優秀な内容を実際に体験できるバスツアーを実施します。
企業等の役割	—
テーマのポイント	①企業の誘致活動の促進 ②農家組織増加 ③農家組織の交流体制の充実強化
お問い合わせ	農政部担い手対策室 電話 055-223-1621 メール ninaite@pref.yamanashi.lg.jp

県からのテーマ⑥

課名	農業技術課 担い手対策室
協働事業募集テーマ	新規就農者の確保
テーマの趣旨	農家戸数、農業生産額、農地面積の減少が続き、耕作放棄地の増加や高齢化が進む農山村地域の活性化のためには、農業に関心を持つ若者から高齢層まで幅広く人材を確保する必要があります。 地域の農業者を中心とした NPO 法人等が自ら主体となって新規就農者の確保に向けた取り組みを行なうことにより、県下の就農人口が増加していくことが期待されます。
NPO の役割	・県内外で就農相談会を開催することや、県内外での各種イベントへ参加して啓発活動を行なうことにより、新規就農希望者の掘り起こしを行ないます。 ・県内農家での農業研修や講習会の実施により、新規就農希望者に必要な技術や実地経験習得の場を設けます。 ・関係農家や近隣農家での新規就農者の受入体制を構築することにより、県内への新規就農者の確保を図ります。
県（市町村）の役割	・県内外の就農相談会や各種イベントについての情報提供を行ないます。 ・県内の普及センターや技術センター、試験場等の関係機関との連携を取ります。
企業等の役割	—
テーマのポイント	・県内への新規就農定着者の増加 ・新規就農希望者への啓発活動の充実強化 ・新規就農希望者の技術習得の促進
お問い合わせ	農政部担い手対策室 電話 055-223-1621 メール ninaite@pref.yamanashi.lg.jp

県からのテーマ⑦

課名	県土整備総務課 美しい県土づくり推進室
協働事業募集テーマ	美しい県土づくりに向けた具体的な景観づくりの取り組み
テーマの趣旨	世界や日本の景観が素晴らしいといわれる場所は、公共施設だけでなく、個人の建物をはじめ周囲の山々や農地などが一体となって、美しい景観をつくり出しています。このことから、今後は、行政はもとより、県民一人一人や企業が、良好な景観づくりを自らの問題として受け留め取り組むことが必要です。 そのためには、地域の実情に精通した住民、NPO、企業等と意見を交換し、景観に対する意識を醸成して、アイデアを出し合い、合意を得ながら、それぞれのできることを地道に実践することが重要となります。
NPOの役割	地域と密着した景観づくりを考えるNPOが、その知識と経験、ノウハウを活かして、地域での景観づくりに取り組むことや、行政が行う公共施設等の修景や企業が取り組む景観づくり等について意見やアイデアを集約し提言したり、幅広く合意を形成したりすることを期待します。 具体的な内容については、美しい県土づくり推進室と意見交換等を行い、調整しながらNPOが取りまとめるものとします。
県（市町村）の役割	法制度や県の施策、優良事例などの情報提供、県事業との連携事業の広報や関係団体への橋渡し等を行う。 NPOから、美しい県土づくり推進室に質問、意見交換を行った上で、県に対して県の役割を提案することもできるものとします。
企業等の役割	CSRという観点からだけでなく、NPOからの提言による多様な意見やアイデアを、景観に優しい新製品や新事業の開発につなげたり、屋外広告物など企業が取り組む景観づくり等に反映したりするよう努めます。
テーマのポイント	美しい県土づくりに向けた景観づくりの取り組みを、推進するため、県民や景観づくりに関わる団体や企業等が関心をもち、民間団体のアイデア、フットワークを生かすとともに一体となって取り組むことが、このテーマのポイントです。
お問い合わせ	美しい県土づくり推進室 電 話 055-223-1325 E-mail kendosui@pref.yamanashi.lg.jp